

**兵庫県川西こども家庭センター
児童指導員（育休代替職員）の募集について**

育休代替職員とは、育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で、正規職員と同様の業務に従事します。

1 勤務地

兵庫県川西こども家庭センター 一時保護所
川西市火打 1－2 2－8

2 業務内容

一時保護児童の監護、行動観察など
(様々な家庭の事情により一時保護した児童の生活支援：食事・学習・運動・遊び等)

3 募集人員

1 名

4 勤務日・勤務時間

変形労働時間制（週 38 時間 45 分、夜勤（月 5 回程度）あり）

（例）日勤：8:45～17:30（休憩時間 60 分）

夜勤：15:00～10:00（休憩時間 210 分）

その他、早出・遅出勤務あり（1 日あたり 7 時間 45 分勤務）

5 受験資格・必要な資格等

- (1) 児童福祉法第 13 条第 3 項各号に規定する児童福祉司の任用資格を有する者
(社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の資格を有する者のほか、保育士、教員等の資格を有し、児童福祉法施行規則に定める施設において所定の相談援助業務の実務経験を有する者 など)
- (2) 任用の日に兵庫県川西こども家庭センターに勤務可能な方
- (3) 次の地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- (5) 令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しない方

※同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）。

(6) Word、Excel 等のパソコン操作ができる方

6 選考方法

(1) 選考方法

所定の応募書類及び面接試験による選考

(2) 日 時

申込受付者に別途ご連絡します。

※ 面接試験は、応募書類による審査を通過した方に実施します。

(3) 場 所

兵庫県川西こども家庭センター

〒666-0017 川西市火打 1-12-16 キセラ川西プラザ 3 階

7 申込先及び申込方法

所定の応募書類（写真貼付）を、下記まで持参又は郵送で提出してください。

兵庫県川西こども家庭センター 総務課あて（住所同上）

8 合格発表

郵送もしくは電話にて結果を通知します。

9 任用期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日（予定）

職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約 2 年 10 か月）。

なお、一つの任期は 1 年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて 1 年度毎に任期を更新します。

10 報酬

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

259,900 円 ～ 293,500 円

（給与月額 237,600 円～268,300 円、地域手当 22,300 円～25,200 円）

※ 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給与月額が変わることがあります。

※ 給与月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また給与月額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※ 給与改定によって手当額等が変わることがあります。

11 休暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります（引き続き更新された場合、繰り越されます）。その他、任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給/無給）の適用があります。

12 その他

- ・ 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・ 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- ・ 育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。